

統計委第13号  
令和7年12月24日

総務大臣  
林芳正殿

統計委員会委員長  
津谷典子

諮詢第202号の答申  
令和8年社会生活基本調査に係る匿名データの作成について

本委員会は、諮詢第202号による令和8年社会生活基本調査に係る匿名データの作成について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 計画の適否

諮詢第202号「令和8年社会生活基本調査に係る匿名データの作成について」（以下「本計画」という。）で令和8年社会生活基本調査の匿名データを作成することは、以下のとおり、調査回答者の匿名性及び学術研究や高等教育における有用性が確保されるものと認められることから、適当である。

2 理由等

（1）本計画の概要

社会生活基本調査については、5年おきに実施され、平成3年から令和3年までの調査の匿名データが作成されており、本計画では、新たに令和8年調査の匿名データを作成し、令和11年度に提供する予定としている。この匿名データの元となる統計調査の調査事項について、前回調査（令和3年調査）からの主な変更内容は、下表のとおりである。

表 調査事項の主な変更内容

調査事項	変更内容
調査票A 生活行動の項目「趣味・娯楽」	・「スポーツ観覧・観戦（テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く）」を「現地でのスポーツ観戦」に名称変更 ・「現地以外のスポーツ観戦（パブリックビューイング・テレビなど）」を追加

（2）各調査事項の匿名化処理

本計画は、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」（平成27年9月17日統計委員会決定）の「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」の匿名化処理が令和8年社会生活基本調査の各調査事項に対応することが統計研究研修所において検証されており、作成される匿名データの匿名性及び有用性が確保されることから、適当である。